

令和6年度 児童クラブ利用申込のご案内

1 児童クラブを利用できる児童

下校後や夏休みなどの期間に、下記のいずれかの理由で保護者が家庭にいない市内在住の市立小学校に在籍する児童が対象です。

- 昼間に居宅外で仕事に従事していること。
- 昼間に居宅内で児童と離れて日常の家事以外の仕事に従事していること。
- 長期にわたり疾病等の状態にあること又は親族を居宅外で常時介護していること。
- ※ 出産時は、保護者が昼間家庭内にいない「母親の入院期間中」のみ利用が可能です。

2 申込に必要な書類

- (1) 児童クラブ及び放課後子ども教室利用申込書
- (2) 保護者が昼間家庭にいないこと等が確認できる書類

就 労	「就労証明書」 ・就労先が複数ある場合は、それぞれの雇用主による証明が必要です。 ・保育園に通っている児童がいる場合、10月頃に保育園に提出する現況届の写しでも可能です。 ・雇用期間が有期で3月までの場合、4月に再提出してください。 ※自営業者の方は、別紙をご覧ください。
上記以外 (疾病、就学、介護等)	「保護者が昼間、児童の育成が困難であることがわかる書類」 (例) 医師の診断書、入学証明書、介護・看護申立書 等

※ (2)の書類は、保護者(父母等)全ての方について、添付してください。

- ◎ 事前に**金融機関窓口**で児童クラブ利用料の口座振替の手続きをしてください。
 (金融機関から「北名古屋市用」と記載された「保育料・児童クラブ利用料等口座振替依頼書」の控えが返却された場合は、児童クラブへ提出してください。口座振替ができない場合があります。)

※ 新規登録児童のみ手続きが必要です。今までに児童クラブに登録していたことがある児童で、振替口座の変更希望がない児童については提出不要です。

3 申込方法

(1) 申込場所・時間

場所：利用する児童クラブ

時間：午後1時30分～午後7時（土、日、祝は除く。）

※ 申込は**予約制**です。事前に電話等で利用する児童クラブへ連絡をお願いします。

(2) 申込期間・予約等

ア 4月中の入所

令和5年11月17日（金）～11月30日（木）（予約受付11月10日（金）～）

- 11月30日（木）までに申込できない方は、随時下記期間まで申込が可能です。

最終申込期限 令和6年2月29日（木）

イ 5月以降の入所

利用希望月の前月1日～20日

※20日が休日の場合、その前の平日

ウ 夏休み期間の利用 令和6年5月7日（火）～6月20日（木）

4 児童クラブ利用料（事前登録制）

○基本利用料（月額）午後6時30分までの利用

7,000円

○夏季休業日・延長・土曜日利用料（基本料金に加算されます。）

夏季休業日利用料 夏休みの利用月に加算	延長利用料（月額） 午後6時30分以降も利用する月に加算	土曜日利用料（月額） 土曜日も利用する月に加算
7月 1,000円 8月 2,500円	1,000円	1,000円

※ 児童クラブ・放課後子ども教室両方に登録する場合は、児童クラブの利用料のみを徴収します。

※ 利用料を3か月以上滞納したときは、利用の承認を取り消す場合があります。

5 利用料の減免

以下のいずれかの事由に該当する場合は、利用料の減免申請ができます。

「児童クラブ利用料減免申請書」とその他の必要書類の提出が必要となりますので、詳しくは各児童クラブまたは児童課へ問い合わせください。

申請期限：**毎月20日締切**（4月分については3月29日まで。翌月から減免適用となります。）

	減免事由	その他の必要書類	減免額
①	生活保護受給世帯	生活保護受給証明書の写し	基本利用料月額の 全額
②	利用児童の保護者全員の市民税が、非課税である場合 ◎4月～8月分利用料 →令和5年度市民税の課税状況 ◎9月～3月分利用料 →令和6年度市民税の課税状況	本市で課税状況を確認しますので以下に該当する場合を除いて、添付書類は不要です。 ◎令和5年1月2日以降転入された方 4月～8月分→ 令和5年度非課税証明書 9月～3月分→添付不要 ◎令和6年1月2日以降転入された方、 北名古屋市外に住居票がある方 4月～8月分→ 令和5年度非課税証明書 9月～3月分→ 令和6年度非課税証明書	
③	児童扶養手当を受給している場合 （全額支給停止の場合は除く）	本市で受給状況を確認しますので添付書類は不要です。	
④	利用児童が負傷または疾病にかかり、月の全日を欠席する場合	診断書の写し等、児童が負傷又は疾病にかかっていることがわかるもの	

○上記の他、災害などで減免になる場合があります。詳しくは児童クラブへお問い合わせください。

※ 減免制度は、基本利用料に適用されます。午後6時30分以降、土曜日及び夏休みに児童クラブを利用される場合は、延長利用料、土曜日利用料、夏季休業日利用料が発生します。

※ 減免申請は、児童1人につき1枚必要です。

※ 各年度ごとに、減免申請は必要になりますので、**前年度からの継続はありません。**

※ 上記の減免事由に該当していても、この申請がされていない場合は、利用料は減免されません。

※ 減免期間を遡って適用することはできません。

6 利用の変更・辞退

児童クラブは当初の申込内容から、利用月を変更したり、辞退することができます。

この場合は**変更・辞退を希望する月の、前月の20日まで（20日が土日祝の場合、その前の平日）**に各児童クラブまたは児童課にて手続きをしてください。

【！注意事項！】

※この日以後の届出の場合は、翌月の利用料も納付が必要となります。

※児童クラブの利用が一度もなかった場合でも、登録の変更手続きがされていなければ、利用料を徴収しますのでご注意ください。

7 利用料の納付

振替日は毎月7日（4月は23日、5月は16日）です。これらが休日の場合、その前の平日が振替日になります。必ず、振替日前までに指定口座の預貯金残高を確認してください。

8 開所日及び開所時間

開所日	開所時間
平日	下校時～午後7時30分
土曜日・学校休業日	午前7時30分～午後7時30分 ※土曜日については集中方式で実施します。 師勝・師勝東・師勝西・師勝南・師勝北児童クラブを利用の方 ⇒師勝西児童クラブ 西春・鴨田・栗島・五条・白木児童クラブを利用の方 ⇒西春児童クラブ

※ 日曜、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）はお休みです。

9 放課後子ども教室と児童クラブとの連携

3～6年生は、児童の学習活動を支援する放課後子ども教室も利用できます。児童クラブのみの登録・放課後子ども教室のみの登録・児童クラブと放課後子ども教室両方の登録、いずれの方式も登録可能です。※分散利用として原則、放課後子ども教室の利用をお願いしています。

区分	下校時～午後5時30分	午後5時30分～午後7時30分
1～2年生	児童クラブ	
3～6年生	児童クラブ又は放課後子ども教室	児童クラブ

※ 長期休業日（夏・冬・春休み）の放課後子ども教室の実施時間は午後2時～午後5時になりますので、これらの時間帯以外に預かりを希望する場合は、児童クラブと併用で登録する必要があります。

10 注意事項

- (1) おやつは家庭で用意し持参してください。また、長期休業日、振替休業日等学校の給食がない日は、お弁当を持参してください。
- (2) 保護者の責任において、児童の送迎を行ってください。

1 1 令和6年度 北名古屋市の児童クラブについて

クラブ名	場 所	電話番号
師勝 (ほほえみ・ゆめっ子) 児童クラブ (にこにこ)	師勝小学校内	21-1810
師勝東 (ほほえみ・ゆめっ子) 児童クラブ	師勝東小学校内	23-6233
師勝西 (ほほえみ・ゆめっ子) 児童クラブ (にこにこ・未来っ子)	師勝西小学校内	23-6618
師勝南 (ほほえみ・ゆめっ子) 児童クラブ	師勝南小学校内	22-2395
師勝北 (ほほえみ・ゆめっ子) 児童クラブ	師勝北小学校内	22-7351
西春 (ほほえみ・ゆめっ子) 児童クラブ	風と光こどもの国内	22-1222
五条 (ほほえみ・ゆめっ子) 児童クラブ	五条小学校内	24-5644
鴨田 (ほほえみ・ゆめっ子) 児童クラブ	鴨田小学校内	25-3266
栗島 (ほほえみ・ゆめっ子) 児童クラブ	栗島小学校内	24-2221
白木 (ほほえみ・ゆめっ子) 児童クラブ	白木小学校内	22-4601

※ 1年生は「ほほえみ」、2～6年生は「ゆめっ子」児童クラブになります。

※ 師勝児童クラブについては、1年生は「ほほえみ」、2年生は「ゆめっ子」、3～6年生は「にこにこ」になります。

※ 師勝西児童クラブについては、1年生は「ほほえみ」、2年生は「ゆめっ子」、3年生は「にこにこ」、4～6年生は「未来っ子」になります。

1 2 その他（放課後等の居場所について）

○児童クラブ（生活の場）

小学1年生～6年生

下校時～

- ・学習
- ・遊び
- ・おやつ
- ・休息
- ・体験など

～午後7時30分

※長期休業日は、

午前7時30分～午後7時30分

放課後児童支援員

○放課後子ども教室（学び・体験の場）

小学3年生～6年生

下校時～

- ・学習活動（宿題・自主学习）
- ・体験、交流プログラム
- ・ミニレクリエーション

～午後5時30分

※長期休業日は、午後2時～5時

コーディネーター・学習サポーター・
地域ボランティア

○ 児童館登録制お弁当タイム（1年生～6年生対象）：無料

学校休業日や土曜日等の昼食時、保護者が就労等により留守家庭となるお子さまに、持参したお弁当を食べる昼食の場を児童館で提供しています。

（申込は、小学校区の児童館です）